

平成30年6月26日

平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成30年大阪府北部を震源とする地震により多大な被害を受けた地方公共団体のうち要望のあった大阪府内5市に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

大阪府 高槻市、守口市、枚方市、茨木市、箕面市

2 繰上げ交付額

大阪府	高槻市	677百万円
	守口市	481百万円
	枚方市	821百万円
	茨木市	88百万円
	箕面市	53百万円
	<u>合計</u>	<u>2,120百万円</u>

3 日程

平成30年6月26日(火) 交付決定

平成30年6月27日(水) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 平成30年度の普通交付税額の決定前であるため、6月概算交付額の30%を交付

自治財政局財政課 五月女、眞貝、高口
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615